

令和7年神審第16号

裁 決

ヨットAのり養殖施設損傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官熊谷貴樹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和7年1月6日13時21分半

兵庫県松島南方沖合

2 船舶の要目

船種船名 ヨットA

総トン数 18トン

登録長 14.46メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 94キロワット

3 事実の経過

Aは、船体ほぼ中央にマスト、その後方に操縦区画を配したFRP製プレジャーヨットで、同区画後部中央に舵輪、その前方にGPSプロッター及びレーダーの各画面を表示することができるディスプレイをそれぞれ備え、a受審人が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、回航の目的で、船首1.0メートル船尾2.0メートルバラストキール下端まで2.5メートルの喫水をもって、令和7年1月6日09時00分岡山港所在のマリーナを発し、阪神港尼崎西宮芦屋第2区所在のマリーナに向かった。

ところで、松島南方沖合には、松島灯台から097.5度（真方位、以下同じ。）1.11海里、128.5度1.40海里、201度1,730メートル、247度670メートルの各地点を順次結ぶ線に囲まれた範囲に、令和5年9月1日から令和10年8月31日までの期間、兵庫県知事から受けた第1種区画漁業免許に基づく免許番号区第79号と称する漁場区域（以下「79号区域」という。）が設定され、毎年9月10日から翌年5月10日までの間、同区域内にのり養殖施設が敷設されていた。

また、a受審人は、79号区域を表示することができる航海支援アプリケーション（以下「アプリ」という。）をインストールしたタブレット端末を所持していた。

そして、AのGPSプロッターには、岡山港及び阪神港尼崎西宮芦屋第2区間を回航した過去の航跡が記録されていたものの、同航跡はのり養殖施設が敷設されていない時期に回航したものであり、同プロッターは79号区域を表示することができなかった。

発航に先立ち、a受審人は、松島南方沖合に79号区域が存在する

ことを承知していなかったが、GPSプロッターに記録された過去の航跡をたどれば無難に航行できるものと思い、タブレット端末のアプリを活用して航行予定海域の状況を把握するなど、水路調査を十分に行わなかった。

a 受審人は、船内でタブレット端末の充電を行い、GPSプロッター及びレーダーを作動させ、舵輪後方の操縦席に腰掛けた姿勢で操船に当たり、13時08分半僅か過ぎ松島灯台から251度2.12海里の地点で、針路を092度に定めて自動操舵とし、8.3ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

こうして、a 受審人は、79号区域に向首する状況となって続航し、13時21分半松島灯台から197度1,440メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、79号区域に敷設されたのり養殖施設に乗り入れた。

当時、天候は曇りで風力1の北西風が吹き、潮候は上げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

その結果、推進器翼に曲損等を生じたが、のち修理され、のり養殖施設は、のり網に切損等を生じた。

（原因及び受審人の行為）

本件のり養殖施設損傷は、阪神港尼崎西宮芦屋第2区に向けて岡山港を発航する際、水路調査が不十分で、79号区域に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、阪神港尼崎西宮芦屋第2区に向けて岡山港を発航する場合、79号区域に向首進行することのないよう、タブレット端末のアプリを活用して航行予定海域の状況を把握するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、GPSプロッターに記録

された過去の航跡をたどれば無難に航行できるものと思ひ、水路調査を十分に行わなかつた職務上の過失により、79号区域に向首進行してのり養殖施設に乗り入れる事態を招き、船体及び同施設にそれぞれ損傷を生じさせるに至つた。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よつて主文のとおり裁決する。

令和8年1月13日

神戸地方海難審判所

審判官 阪 本 義 治